

調 査 対 象 及 び 調 査 事 項

興行場、興行団について

1. 調査対象

- (1) **興行場、興行団の調査対象**は、以下の事業を営む事業所が調査の対象となる(国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している指定管理者制度利用の事業所を含む)。

①劇場

ア 演劇を提供する事業所(劇場)

イ 劇場(貸しホールを含む。)を賃貸する事業所

ウ 国・地方公共団体等から劇場の管理・運営を委託されている事業所

※演劇の範囲:一般劇、歌劇(オペラ)、ミュージカル、歌舞伎、人形劇、舞踏、舞踊

②興行場

ア 音楽、落語、講談、浪曲、漫才、見世物、軽業(かるわざ)などの娯楽を提供する事業所(ライブハウス、寄席、演芸場、サーキット場など)

イ 野球、サッカー、ボクシング、相撲などの娯楽を提供する事業所(プロ野球興行用の野球場、プロサッカー興行用のサッカー場、ボクシング場、国技館など)

③劇団

ア 劇団、歌劇団など

イ フリーの俳優業、芸能プロダクション、コンサート・ツアー業など

④楽団、舞踊団

ア オーケストラ、舞踊団など

イ フリーの歌謡歌手業など

⑤演芸・スポーツ等興行団

ア 落語家業、講談師業、漫才業、見世物業、軽業(かるわざ)団など

イ プロ野球団、プロサッカークラブ、ボクシングジム、プロバスケットチーム、和太鼓演奏業など

※「指定管理者制度」とは、国、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業、一般財団法人、一般社団法人、NPO 法人、市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

①競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場

②主としてアマチュア競技を行うための陸上競技場、サッカー場、公営野球場、体育館など

③音楽教室、声楽家業

④主として飲食を提供するレストラン、バーなど

⑤労働者派遣法に基づいて演奏家を派遣する事業所

⑥国や地方公共団体の施設で、国や地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設(「市民ホール」など)

⑦会員のみを対象とする興行場、興行団

⑧興行を行っていないボクシングジム(健康、美容などの増進のためのジム)

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社、本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社、本店の統括を受けている支社、支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む)。
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。「**公的資本比率**」とは、(2) **経営組織別**で「**会社**」となる事業所の「**資本金額(又は出資金額)**」の中に、国又は地方公共団体等の公的機関から出資等により組み込まれている金額の「**資本金額(又は出資金額)**」全体に占める割合。
- (4) **事業所の運営主体**は、劇場、ホールなどの興行場の運営主体。分類は以下のとおり。なお、劇場、ホールなどを持たない興行団は該当しない。
- ①「**自主運営**」は、自らが所有する又は、1年以上長期にわたる賃借を受けて運営している興行場。
- ②「**国・地方公共団体からの管理運営委託**」は、国・地方公共団体から運営を委託されている興行場。
- ③「**その他**」は、主として他に賃貸することを目的としている興行場。
- (5) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

- ①**従業者数**とは、事業所に所属している人で、興行場、興行団業務以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」

- a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

- b「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与の支払いを受けている人。

ｃ **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和 2 年 6 月 1 日現在も雇用されている人」であり、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。

・「**正社員・正職員としている人**」とは、常用雇用者のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1 週間の所定労働時間で働いている人。

・「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員もここに含む)。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

ｄ 「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は、日々雇用されている人。

イ 「**総計のうち別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2. (5))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(6) **事業従事者数**は、令和 2 年 6 月 1 日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業者(2. (5))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **興行場、興行団業務の事業従事者数**は、興行場、興行団業務に従事する下記のような事業に従事している人をいう。

ア 「**管理・営業部門**」:一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人。

イ 「**出札・案内**」:切符売場、場内案内などの業務に従事する人。

ウ 「**制作・公演**」

・「**企画・渉外**」:自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する人

・「**選手・出演者**」:球団に所属する選手、コーチなどや、劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している人

エ 「**施設・機械**」:施設の管理、舞台機構以外の空調等の機械の運転などに従事する人。

オ 「**その他**」:警備、清掃など上記以外の業務に従事する人。

(7) **年間売上高**は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び「興行場、興行団業務」の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

ただし、指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所の場合は、年間売上高には、入場料・興業収入又は賃貸収入の他に、地方公共団体等からの指定管理料を含める。

また、国、地方公共団体等の公的機関から補助金又は助成金を受けている企業、団体については、当該年度の補助金又は助成金を年間売上高に含める。

なお、当該年間売上高には、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(8) **収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈**興行の種類**〉

- ①「**スポーツ**」は、プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレスなど。
- ②「**演劇**」は、演劇、歌劇、歌舞伎、人形劇、ミュージカル、バレエ、日本舞踊、お芝居・歌謡ショーなど。
- ③「**演芸**」は、落語、漫才、講談、浪曲、見世物、軽業(かるわざ)、曲芸など。
- ④「**音楽**」は、各種音楽コンサート(ポピュラー音楽、クラシック音楽等)、演奏会、ディナーショーなど。
- ⑤「**美術**」は、絵画展、展覧会、書道展、彫刻展など。
- ⑥「**イベント**」は、感謝祭、運動会、諸集会、講演会、映画上映、各種催しなど。
- ⑦「**その他**」は、上記に該当しないもの。

〈収入の種類〉

- ①「**入場料・興行収入**」は、入場料収入、鑑賞料金などの収入。
 - ②「**賃貸収入**」は、劇場等の興行施設の賃貸収入。
 - ③「**その他の収入**」は、ロイヤリティ収入、テレビ放映権収入、寄付・助成金及び補助金、広告料収入など。
- (9) その他の収入の内訳は、(8) 収入種類別の「**その他の収入**」の内訳。区分は以下のとおり。
- ①「**ロイヤリティ収入**」は、所属俳優等の肖像権収入、印税、興行場等の命名権収入など。
 - ②「**テレビ放映権収入**」は、テレビ放映権収入、ラジオ放映権収入。
 - ③「**寄付・助成金及び補助金**」は、企業、個人、団体、地方公共団体等からの寄付、助成金、補助金。
 - ④「**広告料収入**」は、広告料による収入。
 - ⑤「**その他**」は、芸能人の出演料収入等上記以外の収入。
- (10) 年間入場者数は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間に主催した興行のうち、入場料を支払って入場した人数。
- (11) 年間興行回数は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間に主催した興行のうち、入場料を徴収した興行の回数。
- (12) 入場可能定員数は、可動席を含めた観客席の標準的な席数。立ち見専用の観客スペースについては、標準的な収容人数を定員数に含める。ただし、通路、階段等は観客スペースから除く。
- (13) 年間使用日数は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間に使用した劇場、ホールの使用日数。複数の劇場、ホール等の施設がある場合は、最も使用日数が多い日数を記入している。また、使用日数には、公演日以外の練習用として使用した日数、他の事業所へ賃貸した日数を含む。